

平成 22 年 6 月 1 日

代表取締役社長 殿



東京織物厚生年金基金
理事長 上達 征次
(公印省略)

年金經理の平成 20 年度決算対応等について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当基金の運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、機関誌「東織・ねんきん第 89 号」(2009 年 11 月号)でご報告のとおり、平成 19 年度に続き、平成 20 年度の年金財政は大変厳しい決算結果となりました。

米国のリーマンブラザーズの破綻による国内外の株価の大きな下落等の影響により、当基金においては、平成 20 年度決算で生じた不足金 18,066,415,744 円と前年度からの繰越不足金 6,640,219,114 円、合計 24,706,634,858 円の不足金については、平成 22 年 4 月 1 日から特別掛金を引上げる等の掛金手当が必要となっております。

多くの基金の決算が 2 年連続で大きな不足金を生じる決算となったため、厚生労働省から「厚生年金基金の財政運営の弾力化措置」により決算対応することが可能となり、当基金の対応について平成 22 年 2 月 16 日開催の第 113 回代議員会で審議されました。

厚生年金基金の財政運営の弾力化措置の内容は、「掛金引上げの猶予」、「掛金引上げルール」の弾力化(下方回廊方式)、「期ズレの解消」の 3 つの方法があります。

当基金においては、「掛金引上げルール」の弾力化(下方回廊方式)と「期ズレの解消」という 2 つの方法(別紙参照)により対応することに決定となりました。

具体的な内容は、期ズレ解消後に許容繰越不足金を上回る部分の金額 2,483 百万円の不足金について、特別掛金率は現行の 30%のまま変更しないで、償却期間を平成 25 年 10 月から 2 年 11 カ月延長して平成 28 年 9 月までの期間に変更して対応することになりました。

この対応については、厚生労働大臣宛て基金の規約変更の認可申請をして平成 22 年 4 月 1 日より適用することで認可されております。

なお、平成 21 年度決算については、年金資産運用結果が平成 22 年度予算書作成時の平成 21 年度決算見込の数字より良い結果で終わっています。平成 22 年 3 月 31 日は、5 年に一度の財政再計算の時期に当たっています。

平成 21 年度決算及び財政再計算の結果については、今秋 11 月発行予定の機関誌等でお知らせする予定でおります。

ご不明な点あるいは資料等でご意見等ありましたら厚生年金基金事務局までご連絡いただきたいと思います。

今後とも、基金運営に努力してまいりますので、引続き皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。

敬具